

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		年度	事業概要	内容
市	(1) 推進体制の整備		①連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の確立を図る。 平成18年5月14日「安全で安心なまちづくり連絡協議会」設置。平成16年度：5回、平成17年度：4回開催、平成18年度は3回開催予定
			②連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するための連絡網の作成 安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図り、不審者の情報等を迅速かつ的確に提供する。 参考：平成17年度：12回活用 平成18年度：16回活用
			③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との体制整備 安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部署、関係機関等との連携の強化を図っている。
			④交番の適正な配置 (生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。 交番の適正な配置について、関係機関と協議を行っており、引き続き協議して行く。 参考：谷津交番、大久保交番移設計画あり
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備		①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。 特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行っている。
			②連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合での警察等への通報などの連絡体制の整備 安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図っている。
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進		①保護者、地域、関係機関等との連携の充実(こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。 ・安全に関する情報については、各学校を通じて逐一伝達し、安全指導に生かしている。 ・スクールガード・リーダーは、12月末現在、延べ320時間活動し、各小学校及び学区の防犯、安全指導を推進している。 ・昨年度の青少年問題協議会で提案し作製した、「子どもたち一人ひとりを健やかに育てる環境づくりについて」を民生・児童員及び補導委員等に配付した。 ・10月26日、保連協との会議において、子どもの安全を守るために指導員と保護者の連携が不可欠であることを確認し、退所時の迎えをお願いした。
			②通学路周辺及び施設の安全点検(こども部、教育委員会)	・定期的な安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図る。 ・学区通学路の改善要望について、その進捗状況について関係部署と連絡をとっている。 ・各学校ごとに防犯、学区安全点検パトロールを行っている。 ・施設職員による施設内及び施設周辺の見回りを定期的実施する。

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業	年度	事業概要	内容
(1) 地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報を適宜、提供していく。	ケータイ緊急情報サービス「ならしの」及びホームページの更なる充実。 「安全活動掲示板」の活用の充実を図る。 市ロビー：平成18年3月31日掲示：毎月更新 社会教育施設：平成18年6月13日掲示：2ヶ月更新 (公民館7、図書館4、コミュニティ2、ゆうゆう館 計14施設)
	②防犯マップの作成 (生活安全室)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。	防犯指導員による、防犯マップの作製作業中である。平成19年2月3日開催の第2回防犯研修会の中で、防犯指導員(124名)に対し、調査内容を入力したマップの最終確認のお願いを行った。 参考：今年度中に調査を完了し、来年度データーの処理を行ない地域に情報提供する予定
	③地域防犯活動物資の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等を貸与する。	今年度より、リード標(犬の散歩時に使用)を追加し、貸与物品の充実を図っている。また、平成17年11月より、防犯協会所有のパトロールカーを貸し出している。 防犯団体数：平成17年3月末24団体(21団体増) 平成18年3月末48団体(24団体増) 平成19年1月末現在85団体(37団体増) パトロールカー貸出件数：41回(平成19年1月末現在)
	④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。	市民まつり及び市内7駅(10月の月間中)において、街頭啓発キャンペーンを実施した。 自転車盗の抑止対策として、JR津田沼駅南口駐輪場において、自転車防犯診断を実施した。 消費生活展(2/16、17、18予定)
	⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する、自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。	地域で行われる防犯パトロールに防犯パトロールカーでの参加支援の充実を図る。 平成19年1月末現在延べ45団体への参加支援を行っており、年度内には、各団体へ1回以上支援を行う予定
	⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰の基準を設け、顕彰を行い、意識の高揚を図る。	3カ年の実績を踏まえ、平成19年度以降実施を検討する。
(2) 高齢者等を対象とした対策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・高齢者等の自宅への巡回を行う。	・広報：7回掲載、まちづくり出前講座：10回実施し、啓発等を図った。 ・市職員による介護保険の訪問調査及び訪問指導の際、高齢者の自宅を訪問し、併せて啓発活動も実施。 ・高齢者相談員による家庭訪問時、各種相談に併せて啓発活動を実施。
	②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・高齢者等に係る、消費生活・くらしの安全相談、福祉の各窓口における窓口相談の充実を図る。	・くらしの安全相談の充実を図る。1月24日現在191件、顧問相談32件 ・電話・窓口相談の充実。
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。	・事業の開始から9年が経過し、商店などの事業変更や住人の高齢化、転居等で「子どもの110番の家」の辞退が昨年末30軒を越えた。1月の校園長会議で増設に関する呼びかけを行ったが、今後ともこの呼びかけは継続していく必要があると考えている。また、各学校が学区の協力者の家を訪問するなどして、学校と地域の連携をより深めるようにしていきたい。 「子ども110番の家」：1,019軒(12月末現在) 駆け込み件数：4件(12月末現在)
	②「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実を図る。	大型店舗の出店、店主の高齢化や後継者がいないため店を閉める、積極的に注意・助言・関係機関等への連絡という機能を果たすことが重荷等の理由で継続が難しいという状況が見られる。今後については、機能を「子ども110番の家」と一本化するなどの検討も必要である。

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業	年度	事業概要	内容
(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	・まちづくり会議、習志野市防犯協会、企業、商店等と犯罪情報を市民へ周知するなど、広報活動の強化と防犯意識の高揚を図る。	・啓発キャンペーンの実施：9回、自転車防犯診断の実施 ・まちづくり出前講座：10回 ・安全活動掲示板の活用 ・ホームページの充実等を図り、防犯意識の高揚を図っている。
	②「安全で安心なまちづくり月間」の設定 (生活安全室)	・防犯施策が効果的に展開できるよう強化月間を設定する。	・各駅での啓発キャンペーンの実施：10月6、13、20日(金) ・防犯講演会の開催：10月21日(土) ・合同パトロールの強化 ・特別防犯パトロールの強化：駅周辺の徒歩によるパトロール：10月27日(金) ・防犯診断の実施：市管理の駐輪場：10月10日(火) ・ツーロック推進キャンペーン：10月3日(火)
	③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等を活用し、推進する。	・安全活動掲示板の活用 ・広報習志野による防犯活動団体の組織化の呼掛け等 ・携帯メール及びホームページを活用した犯罪発生状況の提供 ・まちづくり出前講座等による啓発活動の実施 ・広報・ホームページ・メールマガジン・一般報道機関等を通じて、防犯施策・活動・行事・犯罪情報等を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努めている。 ・携帯緊急情報サービス普及状況 平成18年12月末現在受信者数 2,761人 平成18年度情報発信状況(4月～12月) 142件
	④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。	7月30日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)の実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへも参加した。
	⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を実施して、施設の整備等について協力依頼や支援策を行う。	・本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及を図ると共に、職員による特別・合同・通常パトロールを実施している。また、事業者による防犯活動団体の拡充を図っている。 ・商工会議所において、所用車を利用したパトロールを継続実施中。また、新規出店の大型店駐車場に自動車盗難注意看板を設置依頼済み。
(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。	防犯パトロール団体意見交換会：6月24日(土) 防犯研修会：7月1日(土)、2月3日(土) 防犯講演会：10月21日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図っている。
	②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	・防犯連絡所活性化や防犯指導員の育成を図ると共に制度の改善を推進する。また、連絡網の整備を行う。	1月末現在、防犯指導員数は216名であり、今年度は、指導員の育成を図るために防犯研修会(7月1日(土)、2月3日(土))を2回開催。また、防犯指導員による防犯マップを現在作製中。指導員連絡網については、4月に指導員が一部変更になっているため、修正した連絡網を10月に送付した。
(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育を計画的、継続的に実施する。	・各学校において、各学期ごとに様々な場面(不審者対応)を想定して防災訓練を実施している。 ・各学校において、年間指導計画を基に安全指導を実施している。 ・各学校において、安全マップの見直しを行っている。 ・9月14日放課後児童会指導員研修で、警察官を講師に招き、不審者侵入対策の演習を行った。10月、11月にも、児童会の実態に応じて不審者対応の演習を行った。 ・保育所及び幼稚園において、災害時の避難訓練の他に、不審者侵入対策等の防犯訓練の実施している。
	②青少年防犯ボランティアの育成 (生活安全室、教育委員会)	・市内小、中学校に呼びかけ、若い力を生かした、防犯活動を展開するボランティアの組織化を図る。	今年度の登録者数：119名(1月末現在)で、今年の誕生会を6月24日、84名の隊員の出席により開催した。今年度の活動としては、防犯マップ作製調査、自転車の防犯診断、防犯講習会での発表、啓発活動等を実施し、防犯意識を高めると共に、地域で実施される防犯活動へも活力を与えている。参考：隊員の団結力をより高めるため、今年度、活動時に使用する隊旗を作製した。

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		年 度	事業概要	内 容
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、総務部)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。	・スーパー防犯灯については、今年度中にJR津田沼駅北口周辺に、千葉県警により5基設置される。 ・市内の町会・自治会に防犯灯の新設・付替に対するの要望を受け、これを精査して、新設 96 灯・付替 162 灯を決定し、現在、新設付替えの工事を実施しており、2月末に完了する予定。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。	市役所来場者の車両や公用車の盗難や車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び防犯灯等の施設整備を行ない管理強化を図っている。
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。	施設整備：平成18年12月までに委託業者と検証済み ・照明は今後2施設の改善をもって完了とする。 ・防犯カメラは新設及び増設は行わない。 管理強化：職員及び警察官による夜間巡回を適時実施
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に行う。	公園管理委託団体からの要望、市民からの要望に対処すると共に、管理委託業者と連携を図り適切な剪定を行っている。また、防犯上好ましくない配置の樹木についても適宜伐採を行い、樹木による死角の軽減に努めている。
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。	老朽化した公園灯の立替や照明灯周辺の樹木の剪定を随時行い、明るい公園確保に努めている。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。	公園管理団体や管理者への安全点検実施と報告の徹底を図り、安全確保に努めている。また、遊具の破損、落書きなどについて、職員による公園パトロール及び管理団体、管理者との連携により、早期発見に努め事故防止に努めている。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。	現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールを強化している。
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として、整備を行う。	平成18年度については、公共施設等の計画・設計は無い。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。	・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木の剪定を行う。 ・市有地(普通財産)にあつては、年2回(42ヶ所 40.547㎡)の除草の他、1ヶ所の樹木剪定を行った。 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置工事を実施している。 ・開発行為等により、帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により、借受人(地元町会)で維持管理を行っている。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。	月1回の定期パトロールを実施(今年度10回実施)
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。	定期パトロール、職員外出時、市民等からの通報により、道路交通安全施設の整備を実施

(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルの作成、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、危機管理マニュアルを作成し、不審者対応訓練を実施している。 ・全児童会共通安全対策マニュアルとして、「気象警報等の発令時」「怪我・急病」「不審者が侵入時」の対応マニュアルをつくり、9月14日指導員研修で確認した。 ・県教委主催のスクールガード養成講座に各校より参加し、安全(防犯)対策管理体制の整備に努めている。 ・平成17年度に配備した「緊急通報システム」を利用した防犯訓練を各所・園及びこども園等で実施すると共に、マニュアルの見直しも適宜行う。
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童会に赤色灯及びサイレンの作動の確認を行った。今後、装置作動の意味を学校は元より、地域にも周知して行く。 ・「緊急通報システム」を利用した防犯訓練を各所・園及びこども園等で実施する。 ・今年度は防犯カメラを鷺沼・実籾・谷津南小学校に設置する。また、安全主任研修会でさすまたの使い方について実技講習を行った。
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口をできるだけ少ない箇所へ限定するなど、管理の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードリーダーの巡回指導時に学校施設の安全点検及び指導を行い、改善に努めている。 ・指導員研修を受け、各児童会において出入り口の整備、安全確認を行う。 ・各所・園及びこども園の出入口は、可能な限り1箇所に限定している。また、職員室から出入口が見えにくい施設については、インターホンを取り付け施錠している。